

砂川市広告物掲載の取扱いに関する基本要綱

(目的)

第1条 この訓令は、砂川市（以下「市」という。）が作成する広報紙、封筒及び冊子類の印刷物並びに市のホームページ（以下「刊行物等」という。）への有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて基本的な事項を定め、併せて市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

第2条 削除

(広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市の品位を損なわないよう十分配慮するとともに、市民生活との関連性等を考慮し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) ギャンブルに關係するもの
- (5) 政治活動及び宗教活動に關係するもの
- (6) 社会問題、意見広告及び個人宣伝に關係するもの
- (7) 必要以上に市民に購買意欲をそそる内容であるもの
- (8) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (9) 求人広告に関するもの（広告のリンク先の主たる内容が求人広告であるもの）
- (10) 売名行為及びこれに類する内容のもの
- (11) 暴力団その他の反社会的勢力が関与しているもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

2 広告が前項に定める要件を備えているか否かの判断は、別に定める砂川市広告物掲載審査委員会設置要綱（平成18年訓令第6号）に基づく広告物掲載審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経たうえで市長が行うものとする。

(取扱基準等)

第4条 刊行物等に掲載する広告に関し、広告の掲載ができる刊行物等を担当する課（以下「担当課」という。）は、委員会の承認を経て次に掲げる基準を別に定めるものとする。

- (1) 広告の掲載の申込方法
- (2) 広告料の額
- (3) 広告の掲載枠の規格
- (4) 広告の掲載の場所又は位置の指定

- (5) 広告の掲載の時期、期間又は回数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載に伴い必要となる事項

(広告申込者の募集)

第5条 刊行物等に広告の掲載を希望するもの（以下「広告申込者」という。）の募集は、原則として市の広報紙、ホームページ等により公募するものとする。ただし、広告申込者が募集の枠に満たないときは、第3条の規定を踏まえ、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告申込者の資格)

第6条 広告申込者は、市税の滞納がないものでなければならない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告申込者は、砂川市広告掲載申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告を掲載するに当たっての優先順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、優先順位が同位の場合は抽選により決定するものとする。

- (1) 第1順位 公共交通機関、電力会社、ガス事業者、電話会社、新聞社、金融機関その他これらに類するもの
- (2) 第2順位 公益を目的とする団体、民間非営利組織（NPO）、生涯学習関係団体及びスポーツ関係団体その他これらに類するもの
- (3) 第3順位 市内に事業所等を有する民間事業者その他これらに類するもの
- (4) 第4順位 その他市長が適当と認めるもの

第9条 削除

(広告主の決定等)

第10条 広告の掲載の可否は、委員会が審査をし、市長が決定する。

- 2 担当課は、広告申込者に対し、広告の掲載の可否を砂川市広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。
- 3 広告を掲載するに当たり、市長と広告掲載の決定を受けた広告申込者（以下「広告主」という。）は、契約を締結するものとする。

(広告料等の納付及び経費の負担)

第11条 広告主は、砂川市会計規則（平成17年規則第31号）第19条第1項の規定により、市長が指定する期日までに広告料を支払わなければならない。

- 2 市は、広告主に対し、広告料のほか広告掲載に係る経費を負担させることができる。

(広告の内容等の変更)

第 11 条の 2 市長は、広告の内容若しくはデザイン、リンク先のホームページの内容等がこの訓令の規定に抵触していると判断したとき、又はそれらが法令等に違反しているとき若しくはそのおそれがあるときは、広告主に対して、広告の内容等の変更を指示することができる。

(広告掲載の取消し等)

第 12 条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消し、又は該当する事由が解消されるまでの期間、広告の掲載を停止することができる。

- (1) 広告料が納期限までに納付されなかつたとき。
- (2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があつたとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更に応じないとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により広告の掲載の決定を受けたことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと市長が認めるとき。

(広告料の還付)

第 13 条 広告掲載後の広告料は、原則として還付しないものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(広告の掲載に伴う責任等)

第 14 条 刊行物等に掲載した広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主の責めに帰すべき事由により市に損害が発生した場合には、広告主は市に対して損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 15 条 この訓令に定めるもののほか刊行物等への広告掲載等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日訓令第 60 号）

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別記第1号様式

砂川市広告掲載申込書

平成 年 月 日

砂川市長

様

広告掲載申込者 住所（所在地）

法人名（名称）

代表者職氏名

印

担当者職氏名

連絡先（TEL）

— —

(FAX)

— —

(e-mail)

@

砂川市広告物掲載の取扱いに関する基本要綱第7条の規定により、次のとおり申込みします。
なお、掲載にあたっては、砂川市広告物掲載の取扱いに関する基本要綱及び広告掲載を希望する媒体に関する基準の定めを遵守します。

広告掲載を希望する刊行物等の種類	
掲載デザイン及び規格等	別添資料のとおり
広告の内容	
掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 月)
納税の状況	納税確認書 租税公課につき滞納していないことを確認します。 平成 年 月 日 市税務課納税係 _____印
	納税証明書（市外の方） 所在地の市町村税（課税されているもの全て） 申請時の前年度分のものを添付して下さい。（コピー可）

※租税公課の種類は次のとおりとする。

法人及び代表者個人に係る市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税
代表者個人に係る国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

別記第2号様式

砂川市広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

砂川市長

印

平成 年 月 日付で申込みがありました広告の掲載については、下記のとおり掲載
(する・しない) ことを決定しましたので通知します。

広告掲載を行う刊行物等の種類	
掲載デザイン及び規格等	
掲 載 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
広告掲載料金	円
掲載しない場合の理由	
備 考	